

2014年

貴社のネーミング案をプロが客観的に評価する新機軸

商標力調査[®]

弁理士とコピーライターのコラボレーション

文京特許事務所 × コピーライター 石川 信一

ネーミング選定において、弁理士が法律面を、コピーライターがネーミング特性を評価！

商標力調査 (1商標ごと)	ネーミング (文字商標)	コピーライターによるネーミング特性の評価 + 弁理士による簡易文字調査(不競チェック有版) 別紙調査番号②	¥67,000- (税別)
------------------	-----------------	--	------------------

※一度の依頼につき、通信費500円(税別)を頂戴致します。

※商標力調査にセットされる商標調査(別紙商標調査番号②)は、後に詳細調査(フル調査)に移行可能です(差額分有料)。別紙を御参照下さい。

※図形に関する商標力調査は、79,000(税別)～ 類似群コード又は区分の数により変動致しますので、ご相談下さい。

社名・商品名・サービス名の最終的な選定・選択にネーミング制作のプロであるコピーライターがバックアップします。

ネーミング(商標)の制作については、広告代理店や広告制作会社にネーミング案の作成を依頼する方法や、自社でネーミング(商標)を複数作成し、その案の中から実際の商標を選定することが多いと思われる。

一般的に、自社でネーミング案を作成する場合、商品の機能やメリットのみに着目して作成してしまうことが非常に多いのが実情です。一方、ネーミング作成のプロであるコピーライターは広告制作におけるノウハウや基本知識があり、ネーミング案の作成を依頼した場合、商品の機能やメリットだけに偏ったネーミングを作成するものではありません。より良いネーミングを考案するために、商品のコンセプトや機

能・メリット等を把握したうえで、会社のイメージ、需要者へのマッチング、商標のトレンド分析、将来性予測等といった種々の基準に照らし合わせてネーミング案を作成・選定します。

自社でネーミング案を選定する場合、これらの手法を用いることなく選定が行われていることから、商標調査や、商標登録を行い、自社の商標の使用が安全に行える状態となった場合でも、結局のところ商標自身がマーケットニーズや、自社のイメージに適合していない等により、せっかくの商品の販促が進んでいない事例が多々見受けられます。

そこで、大手企業の案件を始め種々の案件を手掛けてきたコピーライターの石川信一（株式会社クリール代表）の協力を得て、ネーミング案を種々の観点からチェックする商標力調査[®]を開始致しました。

また、この商標力調査[®]には、ネーミング案の使用の可能性及び商標登録の可能性を確認可能とする弁理士による商標調査（簡易版）がセットされており、この弁理士の商標調査により、使用可能と判断されたネーミング案のみをコピーライターが評価の対象とするため、商標力調査の実効性を担保しております。さらに、弁理士の商標調査の結果及び調査において気づいた点等がコピーライターへフィードバックされて商標力調査において利用され、商標力調査の精度を担保しております。

貴社のネーミング選定において、弁理士が法律面を、コピーライターがネーミング特性を評価する新機軸「商標力調査[®]」を利用して、お客様の価値あるブランド構築のお手伝いが出来ましたら幸いです。

商標力調査の想定シーン（用途）

- ・自作ネーミング案や、社内・一般公募ネーミング案の最終選定に対する客観的評価の付与による最終決定のための判断基準の提供
- ・複数案の客観的な対比による絞込み（商標力調査は一案より複数案について行うことにより、各案の対比による強みをより発揮します）
- ・現在及び将来のマーケット、自社イメージ、需要者等へのマッチング確認
- ・民生品を製造販売することの少ない企業における自作ネーミングに対する客観評価

コピーライター 石川信一 プロフィール

コピーライターとして広告代理店である株式会社三広通信社に入社後、株式会社富士アドシステム（現、株式会社クオラス）、株式会社アドメルコ（現、株式会社アイプラネット）を経て、1994年7月より有限会社ザ・ファンテイルを設立し、コピーライター/プランナーとして活動を開始。社名や商品のネーミングをはじめ、不動産、金融、エレクトロニクスメーカーの広告・カタログ等の制作業務を推進。2011年10月より広告制作会社、株式会社クリールの代表となり広告制作業務全般で活動中。



商標力調査の対象

社名、店舗名、商品名、サービス名、機能名称、その他商標（ネーミング）全般
※文字のみならず、図形についても商標力調査が可能です。ご相談下さい。

商標力調査の対象

社名、店舗名、商品名、サービス名、機能名称、その他商標(ネーミング)全般
※文字のみならず、図形についても商標力調査が可能です。ご相談下さい。

調査レポート概要

・弁理士側作成

・商標調査報告書(簡易版) ※別紙調査番号②

- ①ネーミング案が、使用可能か否かを確認(不正競争チェックを含む)
- ②ネーミング案が、商標登録可能か否かを確認

※商標調査(簡易版)は、後に、詳細調査(フル調査)へ移行することが可能です(差額分有料)。詳細は別紙「文京特許事務所 商標調査サービスの概要(文字・図形)」参照。

・コピーライター側作成

・ネーミングチェックシート(A4用紙1枚)

- ①基本特性チェック(読みやすさ、響き等)
- ②機能チェック(コンセプト等が的確に表現されているか、市場へのマッチ等)
- ③差別化チェック(オリジナリティ、インパクト等)
- ④ブランドイメージチェック(コーポレートブランドへのマッチやマナー等)

上記4つの大きな観点(細分類全15項目)による個別の点数評価及びそれに基づくレーダーチャート

※このレーダーチャートにより、ネーミング(商標)の特性(性格)把握が可能

・商標力調査報告書(A4用紙1枚)

- ①想定される需要者へのマッチング
- ②現在のマーケット適合性
- ③将来のマーケットへの適合性予測
- ④会社イメージへの適合
- ⑤総合評価

※調査レポートの項目数・項目内容は、文字または図形の別、社名、商品名、機能名称等で多少変化致します。

調査にあたってお客様から提出して頂く情報

- ①ネーミング案(商標案)
- ②企画書等の商品概要が分かる資料
(商品コンセプト、想定する需要者、商品の想定するライフサイクル)
- ③依頼者HPのURL
- ④会社及び商品等のカタログ・パンフレット
- ⑤社内報等の社内の雰囲気分かる資料等
- ⑥他社の競合商品・サービス名

※頂きました情報につきましては守秘義務を持って対応しております。

※可能な限り、上記資料をご用意下さい。調査精度が上がります。

※まず最初に、ネーミング案と、そのネーミング案の使用方法(用途・何に使用するのか)を明らかにして頂けますと、弁理士による商標調査を開始できますので、その間に、他の資料をご用意して頂くことで、スピーディーに商標力調査を行うことが可能です。

納期

お客様からの資料受領後、基本7営業日

ご依頼を頂いた場合、まず、弁理士が商標調査を行い、ご依頼頂いたネーミングが使用可能か否かを調査致します。この時点で、使用できないと判明した場合は、商標力調査を中止します。この場合は、¥11,000-+書誌代(1書誌につき¥100-、上限¥1,000-)(※税別)のみを頂戴致します。商標調査により使用できない商標であることが判明した場合、ネーミングの特性を評価する商標力調査は意味がないことによるものです。

一方で、弁理士がネーミングを使用可能と判断した場合は、調査結果をコピーライターへフィードバックし、コピーライター側のネーミング特性の評価が開始されます。

調査後の展開も可能です(有料)

ネーミングが決定した後、ネーミングのロゴ化、ネーミングに関する図形マークの作成、イメージカラーの選定、キャッチコピーの作成、カタログ・広告物等の作成についてもご希望の場合、株式会社クリールによりサポートが可能です。

ご依頼方法

文京特許事務所にお電話頂くか、HPの依頼フォームからご依頼下さい。

文京特許事務所の連絡先は、以下の通りです。

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-25-4 ベルスクエア本郷5階
t:03-6801-5904 e:mailroom@bunkyo-pat.com
f:03-6801-5912 w: <http://www.bunkyo-pat.com>
文京特許事務所 代表弁理士 笹川 拓

2013年11月

商標調査サービスのご案内

文京特許事務所 商標調査サービスの概要(文字・図形)

・文字商標調査

4種類の文字調査を提供しております。

調査番号① 納期3営業日 簡易文字調査(不競チェック無版) ¥5,500-+書誌代(上限¥1,000-) ※税別 1商標毎のご請求	・商標検索+類否判断	・簡単な結論のみ
	・特許庁DBを使用 ・コスト重視であり、多数の商標案の中から使用不可のものをと りあえず、フィルタリングする場合にマッチングしております。	

※一度の依頼につき、通信費¥500-(税別)を頂戴致します。

商標力調査に標準でセットされています！

調査番号② 納期3営業日 ※商標力調査にセットされています。 簡易文字調査(不競チェック有版) ¥11,000-+書誌代(上限¥1,000-) ※税別 1商標毎のご請求	・商標検索+類否判断+不正競争チェック	・簡単な結論のみ
	・特許庁DBを使用+webを用いた不正競争チェック ・上記調査番号①に対して、商標の使用が不正競争防止法違反 や、他社の業務で使用されている商標とバッティングして、紛争 等が起きないかを判断致します。当所としては、まずはこの調査 によるフィルタリングをお勧めしております。	

※一度の依頼につき、通信費¥500-(税別)を頂戴致します。

商標力調査にオプション追加可能です。(+ ¥10,000-)

調査番号③ 納期5営業日 文字フル調査(報告書簡易版) ¥21,000-+書誌代(上限¥1,000-) ※税別 1類似群コード毎のご請求 但し、役務分類は1区分毎 ※商標力調査後に行う場合、¥10,000-	・商標検索+類否判断+不正競争チェック	・簡単な結論のみ
	・特許庁DB及び民間DBを使用+webを用いた不正競争チェック ・上記調査番号②に対して、さらに民間のDBをも使用して検索を 行うことにより、商標調査の精度をより高いものと致します。コスト 重視であるものの、しっかりとした結論が必要な場合にお勧めい たします。	

※一度の依頼につき、通信費¥500-(税別)を頂戴致します。

商標力調査にオプション追加可能です。(+ ¥20,000-)

調査番号④ 納期6営業日 文字フル調査(報告書詳細版) ¥30,000-+書誌代(上限¥1,000-) ※税別 1類似群コード毎のご請求 但し、役務分類は1区分毎 ※商標力調査後に行う場合、¥20,000-	・商標検索+類否判断+不正競争チェック
	・先行商標列記及び当所詳細見解
	・特許庁DB及び民間DBを使用+webを用いた不正競争チェック
	・上記調査番号③に対して、さらに先行商標を列記し、当所の見解を記載した詳細な報告書と致します。社内での商標選定記録、株主や、社内外への説明資料として残す必要があるような場合にお勧めです。また、最初は、フィルタリング目的で調査番号②を行い、最終的に案がある程度絞られた段階で、本調査を行うことも想定され、その場合は、差額分のみ請求させていただきます。

※一度の依頼につき、通信費 ¥500-(税別)を頂戴致します。

※書誌とは、類似する商標等が発見された場合に、その商標の内容を示す情報が記載された書面であり、当所では1件当たり、¥100-(税別)を頂いており、10件以上となった場合でも、¥1,000-以上は請求致しません。
 ※最初にフィルタリング目的等で、簡易的な調査を行い、後により詳細な調査へと移行した場合は、その差額分のみ請求させていただきます。

・図形商標調査

2種類の図形調査を提供しております。

商標力調査に標準でセットされています！

調査番号⑤ 納期5営業日 ※1 類似群コード(役務分類は、1区分)まで商標力調査にセットされています。 図形調査(特許庁DB調査) ¥23,000-+書誌代(上限¥1,000-) ※税別 1類似群コード毎のご請求 但し、役務分類は1区分毎	・商標検索+類否判断	・簡単な結論のみ
	・特許庁DBを使用	
	・コスト重視であり、多数の商標案の中から使用不可のものをとらず、フィルタリングする場合にマッチングしております。	

※一度の依頼につき、通信費 ¥500-(税別)を頂戴致します。

商標力調査にオプション追加可能です。(+ ¥12,000-)

調査番号⑥ 納期6営業日 図形調査(民間DB調査) ¥35,000-+書誌代(上限¥1,000-) ※税別 1類似群コード毎のご請求 但し、役務分類は1区分毎 ※商標力調査後に行う場合、¥12,000-	・商標検索+類否判断
	・先行商標列記及び当所詳細見解
	・特許庁DB及び民間DBを使用
	・上記調査番号⑤に対して、さらに民間のDBをも使用して検索を行うことにより、ダブルチェックを行います。また、先行商標を列記し、当所の見解を記載した詳細な報告書と致します。社内での商標選定記録、株主や、社内外への説明資料として残す必要もあり、ある程度の規模の会社は、詳細調査を行っております。また、最初は、フィルタリング目的で調査番号⑤を行い、最終的に案がある程度絞られた段階で、本調査を行うこともあります。

※一度の依頼につき、通信費¥500-(税別)を頂戴致します。

※書誌とは、類似する商標等が発見された場合に、その商標の内容を示す情報が記載された書面であり、当所では1件当たり、¥100-(税別)を頂いており、10件以上となった場合でも、¥1,000-以上は請求致しません。

※最初にフィルタリング目的等で、簡易的な調査を行い、後により詳細な調査へと移行した場合は、その差額のみ請求させていただきます。

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-25-4 ベルスクエア本郷5階
 t:03-6801-5904 e:mailroom@bunkyo-pat.com
 f:03-6801-5912 w: http://www.bunkyo-pat.com
 文京特許事務所 代表弁理士 笹川 拓